

平成 20 年度から健康診査が変わります！

日本人の死亡や病気の多くを占めるのが生活習慣病です。毎日の生活を快適に過ごすために、また、医療保険制度の安定的な運営を図っていくためにも、生活習慣病の予防を進めていくことが重要となってきました。これらを背景に平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、健診の受け方が大きく変わります。制度の改正に伴い変更される点は次のとおりです。

健診の変更内容

	平成 19 年度まで 《老人保健法》	平成 20 年度から 《高齢者の医療の確保に関する法律》
対象者	40 歳以上の一般住民 (基本健康診査)	40 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者 (特定健康診査・特定保健指導)
実施主体	南富良野町(市区町村)	医療保険者(町国民健康保険)
目的	個別病気の早期発見・早期治療	メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病予防のための保健指導を行い、生活習慣病の有病者・予備群を減少させる
内容	健診結果の報告・生活習慣の予防に係る情報提供および保健指導	健診の結果(状態)に応じ、生活習慣の改善を自ら行えるよう支援

表のように健診の実施主体が南富良野町から各医療保険者に変更され、健診と保健指導の実施が義務づけられたため、健診の対象者の方は、加入している医療保険者が指定する健診機関で受診することになります。町の国民健康保険以外の医療保険(保険証で確認できます)に加入されている方は、今後、各医療保険者からの通知や広報紙などに従って健診を受けていただくこととなりますので注意してください。

その他の検診

がん検診や肝炎ウイルス検診などは、従来どおり町(市町村)が実施主体となり実施の予定となっています。また、75 歳以上の高齢者の方の健診は後期高齢者医療広域連合が各市町村に委託し実施(生活機能評価など)する予定となっていますが、詳細については決定次第広報紙などでお知らせします。

保健福祉課(保健指導係) ☎ 52 2211

広報みなみふらの

お知らせ版

2007.10.15

No.150

愛の献血にご協力ください

旭川赤十字血液センターの移動献血車が巡回しますので、輸血を必要とする患者さんのために皆様のご協力をお願いします。

献血車運行日程 11 月 9 日(金)	
献血場所	実施時間
役場横	9:00 11:00
南富良野情報プラザ前	11:20 12:00
上川南部森林管理署前	13:00 13:30
南富良野からまつ園前	13:50 14:50
南ふらの物産センター前	15:00 16:00

保健福祉課(社会福祉係) ☎ 52 2211

「ほくでん」の名をかたる

不審者にご注意ください!

「ほくでん」の名をかたる人物が自宅を訪問し、電気工事が必要だというふれ込みで屋外へ連れ出し、屋外で工事に係る説明をする間に、家の中から金品を盗み出すという窃盗事件や、高額な工事代金を請求し、無理やり支払いに応じさせるという被害が発生しています。

ほくでんでは、自宅を訪問し、その場で工事代金を請求するようなことはありません。ほくでんの名をかたる不審な工事業者や調査員、集金員などの訪問があった場合には、次の点を参考に対処してください。

・・・被害に遭わないためには・・・

不審な訪問者は家の中に入れない。

「ほくでん」の社員かどうか疑わしいと感じた時は、その場で北海道電力(株)旭川支店富良野営業所(☎ 23 4131)へ問い合わせるか、相手に身分証明書の提示を求める。

不審だと感じた時は、警察へ通報する。

産業課(商工観光係) ☎ 52 2178